

はじめよう!!

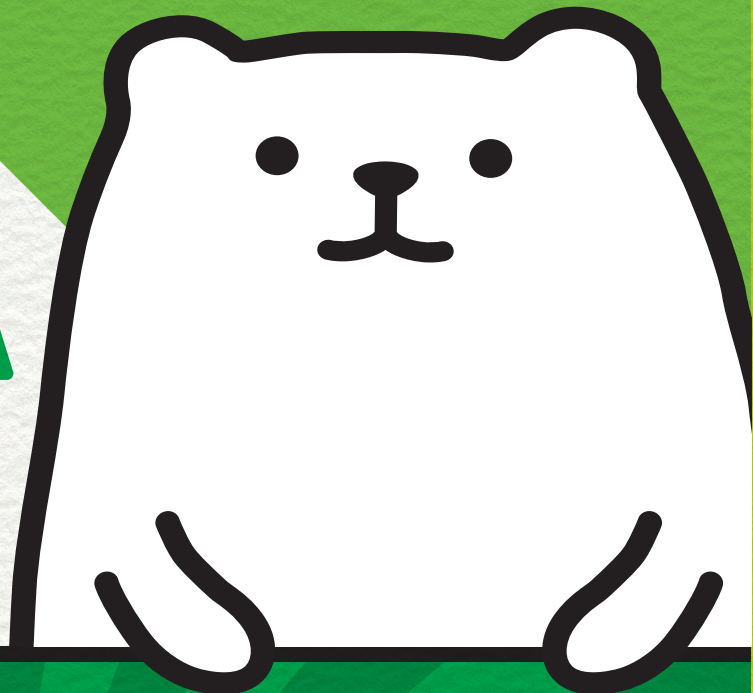
かぎんで



# つみたてNISA キャッシュペーパー

キャンペーン期間

平成30年1月22日(月)～3月30日(金)



キャンペーン対象の方全員にもれなく!!

JCBギフトカード



# 1,000円分 プレゼント!

### 対象条件

右記①、②どちらも満たしていることを条件とさせていただきます。

- ① 平成30年3月30日(金)までに「つみたてNISA口座開設お申込み」および「かぎんeバンクサービスお申込み」両方をされた個人のお客さま。\*キャンペーン開始前に「つみたてNISA口座開設」および「かぎんeバンクサービスお申込み」をされているお客さまも対象となります。
- ② 平成30年6月末時点で「つみたてNISA口座で定時定額のご契約があり、ファンドをご購入いただいた方」および「かぎん電子交付サービスのご契約」が両方ある個人のお客さま。\*かぎん電子交付サービスについては裏面をご確認ください。

プレゼント時期 平成30年7月下旬より当行にお届けいただいているご住所に順次郵送致します。

ご留意事項 九州FG証券口座でのお取引はキャンペーンの対象外となります。

## つみたてNISAってなに?

そもそもNISAって?

NISA(ニーサ)とは、平成26年1月から導入された、「少額投資非課税制度」です。株式投資信託の売却益や分配金が非課税になります。非課税口座(NISA口座)を開設していただくことで、制度の適用を受けることができます。

「つみたてNISA」は、平成30年1月からスタートした、少額からの「長期」「積立」「分散投資」を目的としたNISAの新制度です。

一般NISAと比べて、積立投資において得られた利益を、20年間という長期にわたって非課税にすることで、より安定的な資産形成を行いやすくする制度です。

## つみたてNISAのポイント

- ① つみたてNISA専用ファンドは、長期・積立・分散投資に適した一定の商品が対象  
鹿児島銀行で取扱っているつみたてNISA専用の投資信託は、一般的な投資信託購入時にかかる「申込手数料」がかかりません。また保有期間中にかかる「信託報酬※」についても相対的に低い商品が用意されています。
- ② 非課税投資枠は毎年40万円(最大800万円)  
・非課税期間は最長20年間
- ③ 購入方法は定時定額購入(積立投資)のみ

※投資信託の保有期間中、投資信託の純資産総額から差し引かれる運用管理費。



しろどんファミリー  
- SHIRODON FAMILY -

しろどんファミリーは鹿児島銀行キャラクターです



はじめよう、あたらしいコト。  
鹿児島銀行



九州フィナンシャルグループ

スピーディ!安全・便利!簡単!

# かぎんのインターネット投資信託 電子交付サービス

「インターネット投資信託電子交付サービス」をご利用いただくには、「インターネット投資信託」のご契約が必要となります。

## インターネット投資信託電子交付サービスとは?

従来、郵送でお届けしている投資信託取引に係る「各種報告書」を **インターネットを通じて閲覧し、ご確認いただく無料サービス**です。

**① 確認がスピーディ!** **② 郵便物の受取りが不要!** **③ 書類を5年間保存!**

書類がお手元に届くまでの期間が郵送に比べて大幅に短縮され、パソコン上で報告書の内容が閲覧できます。

ペーパーレスのため、煩わしい郵便物の受取りが不要となります。また郵送時の誤配・盗難など個人情報漏洩の心配がなくなります。

電子交付の書類は5年間閲覧・印刷が可能なので、書類の紛失などの心配がなく、管理が簡単です。

### 【対象となる書面】

お取引店・口座変更のお知らせ	収益分配再投資(金融商品)のご案内	収益分配金のご案内
指定預金口座ご確認のお願い	運用報告書類送付のご案内	ご投資状況のお知らせ
取引残高報告書(定期交付)	運用報告書送付のご案内(金融商品)	特定口座・譲渡損益額のお知らせ
取引残高報告書	特定口座年間取引報告書送付のご案内	取引報告書
収益分配再投資のご案内	償還金のご案内	口座開設のご案内
定時定額購入契約のご案内(登録)	小額投資非課税口座(NISA口座)開設のご案内	非課税口座内保管上場株式等払出通知書
特定口座内保管上場株式等払出通知書		

※平成28年8月時点

## インターネット投資信託電子交付サービスのご利用は下記のお手続きが必要です。

- 「投資信託振替決済口座」の開設。●営業店窓口またはメールオーダー(郵送)にてeバンクサービス「インターネット投資信託」をお申込みいただくか、eバンクサービスの「サービス利用口座登録」にて投資信託振替決済口座を登録。
  - eバンクサービスにログイン後、「投資信託」⇒「電子交付サービス申込/照会」をクリックしていただき、「交付方法の変更」欄の「電子交付に変更」からお申し込みください。(電子交付から郵送交付へ変更する場合も同じ画面からお手続きができます。)
- ※ご注意事項 ※携帯電話からはご利用いただけません。※ご利用にあたっては、メールアドレスのご登録が必要となります。※ご利用にあたっては、PDF閲覧ソフトが必要となります。※電子交付方式に変更しますと、郵送による書面送付は行いません。

投資信託のお申込み手数料が **窓口より 20%おトク!** ※1

インターネット投資信託をご利用中なら / **かぎんeバンクサービス** ※2 **基本手数料無料**

自宅にいながら **24時間お取引OK!**

**購入・解約・照会等が簡単!**

**小額からお気軽にお取引!**

※1.積立型投資信託ご利用の場合は、お申込み手数料の割引はございません。 ※2.月内に投資信託取引残高がある場合、翌月お引落しの手手数料を無料とします。積立型投資信託をお申込みの場合、購入開始月の翌月から基本手数料無料の対象となります。

## 投資信託に関するご留意点

- 投資信託は、預金などではなく、預金保険制度の対象ではありません。また、当行は投資者保護基金に加入していないため、投資者保護基金の対象ではありません。
- 投資信託は、その信託財産に組み入れられた株式・公社債などの価格が、金利の変動・為替相場の変動、その発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化などで変動し、基準価額が下落することにより投資元本を割り込む場合があります。なお、外貨建て資産が組み入れられている場合には、上記に加え、外貨建てでは投資元本を割り込んでいない場合でも、為替相場の変動により円換算ベースでは投資元本を割り込むことがあります。くわしくは、各ファンドの投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。
- 投資信託の運用による損益は、すべてご購入されたお客さまに帰属します。●各ファンドのご購入時や運用期間中にご負担いただく費用には、以下のものがあります。

申込手数料	各ファンドの基準価額に対して、最大3.24%(税込)
信託財産留保額	各ファンドの基準価額に対して、最大0.5%
信託報酬	各ファンドの純資産総額に対して、最大年率2.376%(税込)
解約手数料	公社債投信のご解約時のみ必要となる手数料で、最大1万口あたり108円(税込)
その他費用	監査費用、売買委託手数料、外貨建て資産の保管に要する費用など信託財産から差し引かれる手数料が必要となります。(その他費用については、運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額を示すことができません。)

※これら手数料・費用などの合計額については、申込金額や保有期間に応じて異なりますので、表示することができません。 ※上記手数料・費用などは、当行で取り扱うすべてのファンドにおける各手数料の最大を表示したものです。個別ファンドのご購入にかかる各手数料は、インターネット画面、窓口などでご確認ください。

- ファンドによっては、お取り扱いできない日や大口の解約について制限がある場合があります。また、証券取引所などの取引停止などやむを得ない事情があるときは、ご解約の申込受付を中止することなどが、残存口数がファンド所定の口数を下回った場合などには、信託期間の途中で信託が終了(償還)されることがあります。
- 投資信託のご購入のお申込みにあたっては、投資信託説明書(交付目論見書)を熟読し、必ず内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 「投資信託説明書(交付目論見書)」はインターネット画面にてご確認ください。また、かぎん本支店窓口にてご請求ください。

## インターネット投資信託のお申込みに関する注意事項

- 平日午後2時までに受付完了となった投資信託のお取引は当日扱いとなります。それ以降の時間帯および銀行窓口休業日にお申込受付したお取引は翌営業日扱いとなります。
- お申込受付後、ご指定の口座より当行が資金の引落しを行う時点で残高不足または貸越が発生する等の理由によりお取引が完了できなかった場合は、お取引のお申込みはなかったものとさせていただきます。
- 当行は、お客様の投資についての知識、経験、目的および資産の状況等により、窓口でのご相談をご案内する場合がございます。ご希望にそえない場合がございます。
- お借入金による投資信託のお申込みは、お取り扱いいたし兼ねますのでご了承ください。

## NISA(つみたてNISA)に関するご留意事項

- NISA口座は、1人1口座に限り開設できます。●既に保有している投資信託等をNISA口座に移すことはできません。また、既にNISA口座で保有している金融商品を、他の金融機関のNISA口座に移すこともできません。●NISA口座の非課税投資枠に未使用分があっても、翌年以降に繰り越すことは出来ません。また、売却による非課税投資枠の再利用もできません。●NISA口座の損失は、特定口座や一般口座で保有する他の公募株式投資信託等との通算はできず、損失の繰越控除もできません。●投資信託における分配金のうち元本払戻金(特別分配金)は、NISA口座での保有であるかどうかにかかわらず非課税のため、NISA制度上の非課税メリットを享受できません。●NISAの対象となる金融商品は上場株式・株式投資信託等ですが、当行では株式投資信託のみの取扱となります。
- つみたてNISAは一般NISAと併用ができません。NISA口座内で、どちらか一方を選択する必要があります。●一定の手続きの下で、金融機関の変更が可能です。ただし、その年に既にNISA口座内で金融商品の購入をしていた場合、変更できるのは翌年の投資分からです。また、変更前の金融機関のNISA口座では追加の金融商品の購入ができなくなりますのでご注意ください。●一定の手続きの下で、年単位でつみたてNISAと一般NISAを変更することも可能です。●つみたてNISAで購入できる金額(非課税投資枠)は年間40万円までです。●つみたてNISAをご利用いただくにあたり、「定時定額購入サービス」のご契約が必要となり、同契約に基づき定期的に買付が行われます。●NISA口座内で収益分配金の再投資やスイッチングを行う場合、その分の非課税投資枠が必要です。その年の非課税投資枠を使い切っている場合、NISA口座内での収益分配金の再投資やスイッチングはできません。●つみたてNISAの投資対象は、長期の積立・分散投資に適した一定の株式投資信託等(非毎月分配型、信託期間が20年以上等)の商品に限定されます。●一般NISAと異なり、非課税期間経過後、翌年の非課税投資枠に保有商品を移行すること(ロールオーバー)はできません。●つみたてNISAに係る定時定額購入サービスにより買付けた投資信託の信託報酬等の概算値を、原則として年1回通知いたします。●基準経過日(つみたてNISAを初めて設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以降5年を経過した日)ごとに、ご氏名・ご住所を確認させていただきます。なお、基準経過日から1年以内に当該確認ができない場合は、つみたてNISAでの投資信託等の受入ができなくなる可能性があります。